

名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき要綱の実施について必要な事項を定めるものである。

(給付の対象者)

第2 要綱第2条第1号に規定する「ねたきりの者（食事・入浴・排泄等に、一部又は全面的に介助を要する者）」とは、区の窓口における申込者からの聞き取り調査によって、ねたきりと判断された者とする。

2 要綱第2条第2号に規定する「ひとり暮らしの者」とは、当該高齢者一人で生活を営んでいる者とする。

3 要綱第2条第3号に規定する「高齢者世帯又はこれに準ずる世帯」とは、65歳以上の者のみから構成されている世帯又は65歳以上の者と重度の身体障害者等（身体障害者手帳2級以上又は愛護手帳2度以上）の者のみから構成されている世帯をいう。

(申請者)

第3 要綱第4条に規定する「用具の給付を受けようとする者」とは、対象者本人もしくは対象者の属する世帯の世帯員とする。

(経済状況等の確認)

第4 要綱第6条第1項に規定する調査は、実地調査のほか、税務主管課の課税資料等により確認するものとする。

(費用負担額)

第5 要綱第5条に規定する自己負担額は、第4の調査確認により事務所長が定めるものとする。

(実績報告)

第6 事務所長は、年度終了後の4月15日までに当該年度の日常生活用具の給付の状況を日常生活用具給付実績報告書（様式1）により健康福祉局長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。